

<経済環境適応資金 事業承継資金【経営承継借換】>

(1) 資金名(略称)	事業承継資金【経営承継借換】(略称「環 承 借換」)
(2) 融資対象※	経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに基づく知事の認定を受けた会社である中小企業者
(3) 資金使途	認定を受けた中小企業の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの)
(4) 融資限度額	2億8,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.5%以内
	3年超5年以内 年1.6%以内
	5年超7年以内 年1.7%以内
	7年超10年以内 年1.8%以内
(6) 金利区分	特別金利5
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	経営承継借換関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し ② 財務要件確認書 ③ 借換債務等確認書
(12) 申込受付機関	申込者が融資取引のある取扱金融機関
(13) 連帯保証	連帯保証は不要とする

※ 融資対象としている経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに基づく知事の認定により申込する場合は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 申込日直前の決算において資産超過であること
- (2) 申込み直前の決算において EBITDA 有利子負債倍率 $((借入金・社債-現金) \div (営業利益+減価償却費))$ が10倍以内であること
- (3) 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること
- (4) 申込日において、返済緩和している借入金がないこと